

新城市スポーツ競技及び芸術文化全国大会等出場激励費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、アマチュアスポーツ競技や芸術文化に関する全国的又は国際的な規模の大会に出場することが、本市の知名度の向上並びにスポーツ競技及び芸術文化人口の拡大及び振興に大きく寄与することに鑑み、出場する個人及び団体を激励し、併せて新城市スポーツ競技及び芸術文化全国大会等出場激励費（以下「激励費」という）を支給するに際し必要な事項を定めるものとする。

(対象大会)

第2条 この要綱の規定に基づき出場者に対して激励費を支給するスポーツ競技における大会は、次に掲げるものをいう。

- (1) 国民体育大会
- (2) 全国青年体育大会
- (3) 日本選手権大会
- (4) 日本スポーツ協会及び加盟競技団体が主催する全国大会
- (5) 教育関係機関が主催する全国的な規模の大会で市長が認めるもの
- (6) 全国を統括する競技団体若しくは半数以上の都道府県に支部を有する非営利団体が主催する大会
- (7) 地区ブロック大会その他複数の都道府県が参加する大会でこれに類するもの
- (8) 国際競技大会
- (9) その他市長が特に必要と認める大会

2 この要綱の規定に基づき出場者に対して激励費を支給する芸術文化における大会は、次に掲げるものをいう。

- (1) 国民文化祭
- (2) 国、若しくは地方公共団体又は公益財団法人その他これに類する団体が主催し、又は後援する大会で、全国的な規模で開催されるもののうち、その内容及び規模を考慮して市長が必要と認めるもの。
- (3) 国際大会
- (4) その他市長が特に必要と認める大会

3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するスポーツ競技又は文化芸術における大会は、激励費の支給の対象外とする。

- (1) 予選会若しくは選考会又は団体推薦を受けずに、個人又は団体の出場意思のみで参加できる大会
- (2) 出場対象者が同一会派若しくは同一流派であること、又は特定の団体若しくは

職業であること等、出場に必要な条件若しくは資格又は対象者が特に限定される大会

(3) 親善交流を目的とする大会

(4) その種目又は分野を生業とする個人又は団体を出場対象者とする大会

(激励費の支給)

第3条 市長は、次に掲げる個人又は団体が前条の規定により激励費の支給の対象となる大会（以下「対象大会」という。）に出場する場合に予算の範囲内で激励費を支給することができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に住所を有し、市内に現に在勤し、又は在学する者によって構成される団体（これらの者の数が当該団体の構成員の総数の3分の2以上であるものに限る。）

2 前項の規定による激励費の支給は、同一の個人又は団体につき当該年度において1回に限るものとする。

(支給額)

第4条 激励費の支給額は、次の表に定める額とする。

出場区分	大会区分	支給額
個人出場	全国的な規模の大会	1人につき5,000円以内で市長が定める額
	国際的な規模の大会	1人につき10,000円以内で市長が定める額
団体出場	全国的な規模の大会	1団体につき50,000円以内で市長が定める額
	国際的な規模の大会	1団体につき100,000円以内で市長が定める額

2 前条第1項第1号に該当する者が同項第2号に掲げる団体に該当しない団体の構成員として対象大会に出場する場合は、その者を個人出場者とみなして前項の表の個人出場の区分に定める額を支給する。ただし、個人出場者とみなす者が当該団体に複数ある場合において、算定した支給額の合計額が同表の団体出場の区分に定める額を上回るときは、団体出場の区分に定める額を当該団体に支給するものとする。

(支給の申請)

第5条 激励費の支給を受けようとする者は、出場する対象大会の開催日の10日前までにスポーツ競技及び芸術文化全国大会等出場激励費支給申請書（様式第1号）を次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 出場する対象大会の開催要項

(2) 予選会又は選考会等の成績又は団体推薦書等

(3) その他市長が必要と認める書類

(支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、この要綱の規定に適合すると認められるときは、激励費を支給するものとする。

(実績報告)

第7条 激励費の支給を受けた個人又は団体は、対象大会に出場した後、速やかにスポーツ競技及び芸術文化全国大会等出場実績報告書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日一部改正)

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月25日一部改正)

(施行期日)

この要綱は、令和元年7月1日から適用する。

附 則(令和3年3月25日一部改正)

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

新城市長 様

申請者

住 所

氏 名

団体名

電 話

新城市スポーツ競技及び芸術文化全国大会等出場激励費支給申請書

大会に出場するため、新城市スポーツ競技及び芸術文化全国大会等出場激励費支給要綱第5条により、下記のとおり申請します。

記

1 開催日 年 月 日 ～ 年 月 日

2 開催場所

3 申請額の算出基礎

個人・団体の別 個人 ・ 団体（ ）

団体構成人数 計 名

4 その他

(1) 予選会等結果

ア 予選会又は記録会等の有無 (有 ・ 無)

(2) 添付資料

ア 予選会等結果

イ 出場大会要項等

令和 年 月 日

新城市長 様

申請者

住 所

氏 名

団体名

新城市スポーツ競技及び芸術文化全国大会等実績報告書

全国大会等に参加しましたので、新城市スポーツ競技及び芸術文化全国大会等出場者激励費支給要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 大会名
- 2 開催日
- 3 開催場所
- 4 大会結果